

平成28年6月2日

答申第713号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「家具・家電付き賃貸マンションの居住者に受信料を負担させる法的根拠」について、開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号の不開示情報に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、争訟に関する情報であって、開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当し開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は規程第8条1項1号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年6月2日（第239回審議委員会）

第729号諮問、審議、答申